資料5

労働者派遣法に基づく医師派遣について

医療関係業務において労働者派遣事業を行うことができるケース

■　病院等における医療関係業務については、**労働者派遣事業を行うことができない**（法第４条）が、以下に該当する場合は認められる。

(1) 紹介予定派遣をする場合
(2) 当該業務が産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務である場合
(3) 当該業務に従事する派遣労働者の就業の場所が次のいずれかに該当する場合
　(ｲ)　**へき地**にある場合
　(ﾛ)　地域における医療の確保のためには医業に派遣労働者を従事させる必要があるとして**厚生労働省令で定める場所**である場合（へき地にあるものを除く。）　　**※(ﾛ)は医師のみ可**

→ 厚生労働省令で定める場所

①　都道府県が**地域医療対策協議会の協議**を経て派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院又は診療所で、**厚生労働大臣が定めるもの**

②　①の病院等に係る患者の居宅

徳島医療コンソーシアム推進協定締結医療機関

■　R2.1.20　公立・公的１３医療機関による
「徳島医療コンソーシアム推進協定」を締結

＜へき地＞

・徳島県立三好病院
・徳島県立海部病院
・三好市国民健康保険市立三野病院
・那賀町立上那賀病院
・美波町国民健康保険美波病院
・海陽町国民健康保険海南病院
・つるぎ町立半田病院
・吉野川医療センター
・阿南医療センター

＜へき地以外＞

・徳島県立中央病院
・徳島大学病院
・地方独立行政法人徳島県鳴門病院
・徳島赤十字病院

○　医師については、へき地以外に派遣する場合、地域医療対策協議会の協議を経て厚生労働大臣告示が必要であり、派遣期間は原則、３年が限度

○　医師以外の医療従事者については、へき地のみが認められている。

厚生労働大臣告示について

■　禁止規定の適用除外を明確にするため、派遣先となる病院等を厚生労働大臣告示により、個別具体的に定める。

○　厚生労働省への情報提供事項

①　地域医療対策協議会における協議を経て対象病院等を適当と認めた日及びそのことが確認できる資料
（地域医療対策協議会への提出資料、地域医療対策協議会の議事録の抜粋等）

②　対象病院等の名称及び所在地その他派遣就業の場所

③　対象病院等に対し業として、医業に係る労働者派遣を行うこととなる病院等の開設者の名称及び当該病院等の所在地

④　当該労働者派遣の期間

⑤　当該労働者派遣の開始前における③の開設者の一般労働者派遣事業の許可又は特定労働者派遣事業の届出の有無（有の場合は許可番号又は届出受理番号）

⑥　⑤の許可又は届出がない場合には、当該労働者派遣を行うに当たり予定している当該許可又は届出の別

労働者派遣制度の概要

（1）派遣期間の制限

○　派遣先の同一の事業所に対し派遣できる期間（派遣可能期間）は、原則、３年が限度
○　派遣先が３年を超えて派遣を受け入れようとする場合は、派遣先の事業所の過半数労働組合などからの意見を聴く必要がある。
○　同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位に対し派遣できる期間は、3年が限度

（2）派遣受入期間の制限への抵触日の通知・明示

①　労働者派遣契約締結時
　派遣先は、あらかじめ、派遣元事業主に対して、派遣先の派遣受入期間の制限への抵触日を明示すること。
②　派遣の開始前
　派遣元事業主は、あらかじめ、派遣労働者に対して、派遣先の派遣受入期間の制限への抵触日を明示すること。
③　派遣受入期間の制限への抵触日の１か月前～前日
　派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先に対して、派遣受入期間の抵触日以降、労働者派遣を行わない旨を事前に通知すること。

（3）派遣労働者を特定することを目的とする行為の制限

○　派遣先は、労働者派遣契約を締結する際、事前面接や履歴書の送付等の派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないよう努めなければならない。
○　派遣元事業主は派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為に協力してはならない。

事前研修の実施について

■　派遣労働者である医師による適正な医療を確保するとともに、当該労働者派遣が、派遣労働者として送り出される当該医師に対して過重な負担を強いる結果とならないよう、派遣元事業主である病院等の開設者は、派遣先となる病院等における医業を円滑に行うために必要な研修（事前研修）をあらかじめ受けた医師を派遣する。
（労働者派遣として、通算１年以上勤務又はそれと同等程度の経験を有すると認められるものを除く）

①　事前研修の内容
- 派遣先である病院等と医療機能の連携体制を図っている医療機関及び消防・警察等との連携体制のあり方について
- 派遣先である病院等に係る医療圏における医療提供体制や、救急医療・在宅医療等に関する知識及び手技等について
- 派遣先である病院等の地域固有の自然環境や生活環境（気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況、医療提供体制の状況等）について

②　事前研修の期間
最低６時間以上であることが望ましい。

③　事前研修を修了した旨の証明
当該医師が事前研修を修了したと認められた場合には、派遣元事業主である病院等の開設者において、その旨の証明書の発行又はこれに準ずる取扱いをもって明らかにする。

派遣開始までのスケジュール（案）

■令和３年１０月頃
・「徳島県地域医療総合対策協議会」において、対象病院（へき地以外）等について協議

関係機関との情報共有・諸調整・打ち合わせ等

■令和４年２月頃
・厚生労働省への情報提供　→　厚生労働大臣告示
・連携医療機関の間における派遣契約準備

■令和４年４月～
・「徳島医療コンソーシアム」連携病院の間で、医師派遣開始